

# 受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

## 【現状】

## 【法施行後】

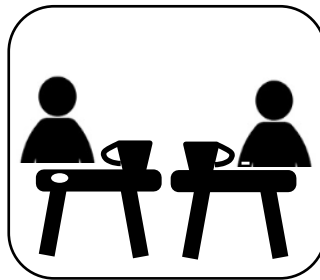
学校・病院・  
児童福祉施設等

### ○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

## 【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

### ○屋内禁煙



or

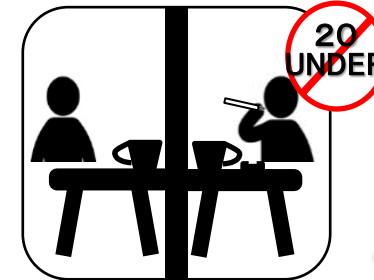
### ○喫煙専用室設置(※)



掲示義務

or

### ○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



掲示義務

室外への煙の流出防止措置

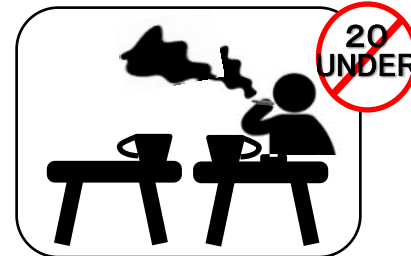
事務所・飲食店等

## 【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

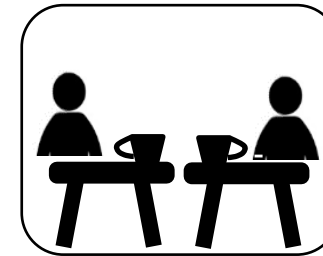
### ○喫煙可能(※)



掲示義務

or

### ○屋内禁煙



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施  
また、新たに開設する店舗が段階的に増加



○受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、  
・非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう  
・喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。